

入札説明書

めじろん着ぐるみ製作委託業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和6年11月22日（金）

2 競争入札に付する事項

(1) 件名

めじろん着ぐるみ製作委託業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(3) 納品場所

大分県企画振興部広報広聴課

(4) 仕様書

別紙のとおり

3 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県企画振興部広報広聴課（本館3階）

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2096

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び電子入札システム上に令和6年11月29日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。

6 入札参加条件

この業務については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
- (3) この業務に係る仕様書に基づき、物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (4) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 7 物品等電子入札システム及び契約の受付において使用する言語及び通貨
- (1) 使用言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 8 電子入札システムによる入札参加申請期限
令和6年11月27日（水）17時00分
- 9 電子入札システムによる入札金額の入力期限
令和6年11月29日（金）13時00分
- 10 物品等電子入札システムによる開札予定日時
令和6年11月29日（金）14時00分
- 11 再入札
開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額の入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知するものとする。
- 12 大分県契約事務規則の適用
入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。
- 13 入札保証金に関する事項
大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号の規定により、入札保証金の全部を免除する。
- 14 入札参加時の注意点
- (1) 入札には、上記6の(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の申請を経て、入札の参加、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領等並びにこれらに附随する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者（以下「本人」という。）が参加することを原則とする。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する額を入力すること。
 - (3) 本入札に参加するには、事前に電子入札システムにおけるログインID及び

パスワードの交付を受ける必要がある。

- (4) 入札金額の入力には、「入札参加通知」に記載されている6ケタの認証番号が必要であり、「入札参加通知」は、入札参加申請が承認された際に電子メールにより送信される。なお、認証番号の再発行は行わないものとする。
- 15 入札の無効
大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。
- 16 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
 - (3) 再入札は2回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行し又は手続を改めることとする。
- 17 契約保証金に関する事項
大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第5条第3項第9号の規定により、契約保証金の全部を免除する。
- 18 契約書の作成
 - (1) 落札者は、落札者の決定の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。
 - (2) 落札者は上記の期限内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失う。